



骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を 失った方の再接種費用助成のお知らせ

骨髄移植等の医療行為により、以前に受けた定期予防接種の抗体を失い、再度予防接種を受ける必要があると判断された場合に費用を助成します。

1. 助成の対象者

以下の要件すべてに該当する場合となります。

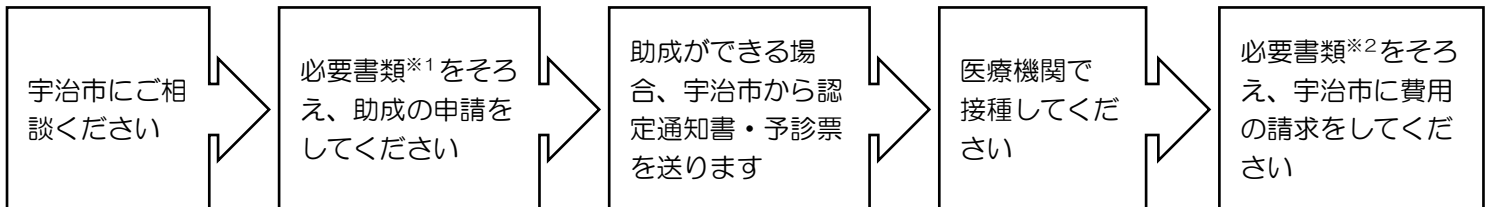
- ・ 接種日において宇治市内に住所を有する20歳未満の方。
- ・ 骨髄移植等の医療行為により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体を失ったため、再接種の必要があると医師に判断されている方。

2. 助成の対象となる予防接種

予防接種法で定期予防接種に位置づけられる子どもの定期予防接種のうち、過去に定期接種として接種済みの予防接種。

- ・ 平成31年4月1日以降の接種が対象となります。
- ・ 骨髄移植等の医療行為を受ける以前に、定期予防接種として接種をしていない予防接種については、本制度の助成の対象とはなりません。

3. 接種までの流れ



必要書類*1

- ・ 再接種費用助成申請書
- ・ 主治医の意見書
- ・ これまでの接種歴が確認できるもの（母子健康手帳など）

必要書類*2

- ・ 再接種助成金請求書
- ・ 領収書（日付・ワクチン名が分かるもの）
- ・ 使用した予診票

4. 費用の請求期限

費用は窓口でいったんお支払いいただき、後日償還払いとなります（上限金額あり）。必要な予防接種が終わりましたら、速やかに必要書類を提出してください。（助成金の請求期限は接種日の属する年度の3月31日までです。）



留意事項

予防接種後に重篤な副反応が発生した場合は、医薬品の副作用による健康被害として独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度の対象となります。



【お問い合わせ】

宇治市 福祉こども部 保健推進課（HPV以外）
健康長寿部 健康づくり推進課（HPV）
TEL：0774-22-3141（代表）